

1. 成績評価規程

(目的)

第1条 この規程は、単位の認定に係る成績評価について必要な事項を定める。

(成績評価の方法)

第2条 成績は、学科試験および実習により評価する。ただし平素の成績を考慮することができる。

(学科試験の評価)

第3条 実習以外の科目については、学科試験を行う。学科試験は100点を満点とし、60点未満を不合格とする。(小数点第一位は四捨五入)

- 2 評価は80点以上をA、70点以上80点未満をB、60点以上70点未満をC、60点未満をDとする。
- 3 同一学科を複数の講師が分担して授業を行った場合の評価は、成績を総合して合否を判定する。
- 4 学科試験の実施については、別途定める。

(追試験および再試験の評価)

第4条 やむを得ない理由により学科試験が受験できなかった者に対し、追試験を行う。

- 2 追試験の評価は、得点の80%とする。
- 3 学科試験の成績が60点に満たない者に対し、再試験を行う。
- 4 再試験の評価は60点以上を合格とする。ただし評価は60点とする。

(特別試験)

第5条 学院長が必要と認めた者に対し、**学科試験のみ**学年末に特別試験を実施する場合がある。

- 2 特別試験の評価は、試験成績および履修状況を総合的に勘案し、学院長が行う。

(実習科目の評価)

第6条 実習科目の評価はA、B、C、Dの4段階とし、Dを不合格とする。

- 2 実習科目の評価は担当教員が行う。
- 3 各実習の評価方法は別途定める。

(補習実習)

第7条 規定の実習を終了できなかった者に対し、規定の実習を終了させ、実習目標を到達させることを目的として補習実習を行う。**補習実習は手続きが必要である。**

- 2 実習の総合評価がDの場合、当該実習と同じ時間数を補習実習し評価を行う。
- 3 D評価で補習実習を行い合格した場合は、当該実習の評価はCとする。

(成績の記録)

第8条 成績は、学籍簿にA、B、Cで表記する。

付 則 この規程は、1975（昭和50）年4月1日から実施する。

1987	(昭和62)	年4月1日	改定
1989	(平成1)	年4月1日	改定
1990	(平成2)	年4月1日	改定
1991	(平成3)	年4月1日	改定
1994	(平成6)	年4月1日	改定
1997	(平成9)	年4月1日	改定
1998	(平成10)	年4月1日	改定
1999	(平成11)	年4月1日	改定
2002	(平成14)	年4月1日	改定
2005	(平成17)	年4月1日	改定
2008	(平成20)	年4月1日	改定
2009	(平成21)	年4月1日	改定
2010	(平成22)	年4月1日	改定
2013	(平成25)	年4月1日	改定
2014	(平成26)	年4月1日	改定
2015	(平成27)	年4月1日	改定
2016	(平成28)	年4月1日	改定
2017	(平成29)	年4月1日	改定
2023	(令和5)	年4月1日	改定